

役員利益相反防止のための自己申告に関する規程

第1条(目的)

この規程は、特定非営利活動法人学生人材バンク（以下「会社」という）の役員「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(適用範囲)

この規程は、役員に適用する。

第3条(自己申告)

1. 役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに会社以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に事務局長に申告するものとする。
2. 前項に規定する場合のほか、会社と役員との利益が相反する可能性がある場合（会社と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによつてかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限らない。）に関しても前項と同様とする。
3. 役員は、原則として、別紙に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に事務局長に申告するものとする。
4. 理事である事務局長が前各項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、代表理事に対して行うものとする。

第4条(定期申告)

役員は、毎年当該役員兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について事務局長に書面で申告するものとする。

第5条(申告後の対応)

1. 前2条の規定に基づく申告を受けた事務局長は、申告内容の確認を徹底した上、代表理事と協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、会社との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めものとする。
2. 前項にかかわらず、第3条第4項に規定する場合、申告を受けた代表理事は、申告内容の確認を徹底した上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った事務局長に対して適正化等措置を求めるものとする。

第6条(申告内容及び申告書面の管理)

第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

付 則

この規定は平成 20年 5月 15日から施行する。

別紙

- (1) 会社が行う助成事業等の申請団体又はこれらの団体になり得る団体等（以下「資金分配団体等」という。）の役員又はこれに準ずるものに就くこと。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
- (2) 会社が行う助成事業等の申請団体又はその役員若しくはこれに準ずるもの若しくは従業員（以下「助成事業等の申請団体等役職員」という。）から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む。）を受けること。ただし、助成事業等の申請団体又は助成事業等の申請団体等役職員から、これらの者の負担の有無にかかわらず、物品若しくは不動産を購入した若しくは貸与を受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与を受けたものとみなす。
- (3) 助成事業等の申請団体等又は助成事業等の申請団体等役職員から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けは、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (4) 助成事業等の申請団体等又は助成事業等の申請団体等役職員から未公開株式を譲り受けること。
- (5) 助成事業等の申請団体等又は助成事業等の申請団体等役職員から供給接待を受けること。
- (6) 助成事業等の申請団体等又は助成事業等の申請団体等役職員をして、第三者に対し前2号から5号に掲げる行為をさせること。

以上